介護老人福祉施設 玉成苑

【重要事項説明書】

１　法人の概要

法　人　名	社会福祉法人　千成会（せんせいかい）
所　在　地	横須賀市長浦町５－８０－１
代 表 者 名	理事長　木原　一成

２　施設の概要

施　設　名	介護老人福祉施設　玉成苑（ぎょくせいえん）
所　在　地	横須賀市長浦町５－８０－１
事業所番号	横須賀市　１４７１９０４６２１号（平成２４年 ４月 １日開設）
管理者及び連絡先	門間　善則　０４６－８７４－５８３６
利 用 定 員	１０２名

３　施設の目的と運営方針

施設の目的	要介護状態にある入居者に対し、介護保険法に基づく適正な介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。
運営方針	１．入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重した施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものである。 ２．地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

４　設備の概要　　鉄筋コンクリート造地上３階地下１階

居室・設備の種類	室　数	備　　考
居　室	１０２室	１人部屋（ユニット型個室） １ユニット１０室　　計１１ユニット　１０２室
共同生活室	１２室	各ユニットに設置
浴　室	４室	個室浴室４室、機械浴室４室
医務室	１室	１階

５　職員体制（令和８年４月１日 現在）

職種	従事するサービス	人員
施設長（管理者）	施設全体の管理監督	１名
医師	健康管理、療養上の指導	１名（常勤　０名、非常勤　１名）
生活相談員	入居者や家族からの相談、市町村との連携	３名（常勤　３名、非常勤　０名）
介護職員	施設サービス計画に基づく介護	６４名（常勤４５名、非常勤１９名）
看護職員	施設サービス計画に基づく看護、医師の指示に基づく医療行為	5名（常勤　2名、非常勤　3名）
栄養士	栄養管理、栄養ケアを行う	１名（常勤　１名、非常勤　０名）
機能訓練指導員	機能訓練計画を作成し機能訓練を行う	１名（常勤　１名、非常勤　０名）
介護支援専門員	施設サービス計画の作成及び管理	２名（常勤　２名、非常勤　０名）
その他	事務職員	２名（常勤　２名、非常勤　０名）

６　おもな職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	内　科　　毎週月曜日 歯　科　　毎週金曜日又は月曜日
生活相談員	日勤　　９：００～１８：００
介護職員	早番　　７：００～１６：００ 日勤　　９：３０～１８：３０ 遅番　　１０：００～１９：００ 夜勤　　１７：１５～　９：３０ 準夜勤　２２：００～　７：００
看護職員	日勤　　９：００～１８：００
介護支援専門員	日勤　　９：００～１８：００

７　施設サービスの概要

（１）介護保険給付によるサービス

以下のサービスについては、居住・食費を除き「介護保険負担割合証」に記載されている割合（１割、２割もしくは３割）をご負担いただきます。料金の詳細については別紙「料金表」を参照してください。

- 食事と居室に係る費用について負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載してある限度額とします。
- 入居者が短期入院又は外泊された場合には、入院の翌日から６日間は外泊費用を算定いたします。７日目以降は所定の料金を算定いたします。（別紙参照）
  但し空いている居室をショートステイでご利用させて頂くことで同意をいただいた場合は所定の金額は発生いたしません。

① 居室の提供

② 食事

入居者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、自立についても適切な援助を行います。

食事時間　朝食　　８：００～　９：００
　　昼食　１２：００～１３：００
　　夕食　１８：００～１９：００

＊ 食べられないもの、療養食の希望、アレルギー等がある方は事前にご相談ください。

③ 入浴

・入浴又は清拭を週２回以上行います。
・状況により機械浴もしくは清拭になることもあります。

④ 機能訓練

・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するためのリハビリ計画を作成し、個別機能訓練を実施します。

⑤ 栄養管理

・管理栄養士が入居者の栄養状態を把握し、個々の状況に応じて栄養ケア計画を作成し栄養管理を行います。

⑥ 排せつ

・排せつの自立を促すため入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑦ 健康管理

・医師及び看護職員は、常に入居者の健康状態に配慮し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。
・薬の管理、処置全般、インスリン注射、胃ろうの管理等を行います。

⑧ 娯楽等

・誕生会や季節に応じたイベントを各ユニット及び施設全体で多数企画します。

⑨ その他自立への支援

・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

（２）介護保険外サービス（有料サービス）

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。料金の詳細については別途「料金表」を参照して下さい。

① 食費　朝食４３５円、昼食５１５円、夕食５１５円、おやつ８０円
　合計１，５４５円（１日あたり）
② 居住費（ユニット型に限る）　１日２，６３０円
③ 金銭管理代行費　１ヶ月　１，０００円
④ 日用品費　　実費（個別に利用があった場合ご負担頂きます。）
⑤ 健康管理費　　実費（インフルエンザ予防接種等）
⑥ 医療材料費　　実費（ガーゼ、カテーテル等）
⑦ 教養娯楽費　実費（入居者個人による新聞の購読等があった場合ご負担頂きます。）
⑧ 理美容代　　実費　（カット２，４２０円、パーマ６，３８０円等、ご利用時にご負担頂きます。）
⑨ 家電持込使用料　　１日１台につき１０円
⑩ クリーニング代　　実費（施設で洗濯できない物を外注した場合ご負担頂きます）
⑪ 通院送迎費（協力病院よりも遠方の場合）　1㎞あたり２０円、
　＊高速道路・有料駐車場利用の場合は実費負担。夜間・深夜は市内でも実費負担有
⑫ 外出等の付き添い費　　交通費：実費、付き添いの費用：２，０００円／時

（３）前記（1)、(2）の費用は１ヶ月ごとに計算し、翌月２７日(土・日・祝日の場合は翌平日)に指定口座より自動引落とさせていただきます。翌月中旬までに請求書をお送りいたしますので振替指定日の前日までにご資金のご準備をお願いたします。
　また利用者のご都合で万が一引き落としができない場合は、お振込みをしていただく場合がございます。(その際の振込手数料はご負担ください)

８　入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は入居者のかかりつけ医療機関や施設提携の協力病院に受診していただきます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院治療を義務付けるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	横須賀共済病院
所在地	横須賀市米が浜通１－１６
電話	０４６－８２２－２７１０

協力医療機関

医療機関の名称	湘南病院
所在地	神奈川県横須賀市鷹取１丁目１番１号
電話	０４６－８６５－４１０５

嘱託医

医療機関の名称	医療法人社団ユニメディコ サンライズファミリークリニック
所在地	神奈川県横須賀市武 1-28-5
電話	０４６－８７４－４９１４

協力歯科医療機関

医療機関の名称	太陽の家附属歯科診療所
所在地	横須賀市鴨居 2-78-4
電話	０４６－８０３－８０４７

９　サービス内容に関する苦情等相談

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○　苦情解決責任者

施設長　　門間　善則

○　苦情受け付け窓口

介護支援専門員　　古屋　幸佑
介護支援専門員　　佐野　加奈
生活相談員　　伊與田　早紀

受付時間　毎週月曜～日曜日　９：００～１７：００
電　話　　０４６－８７４－５８３６

＊　また、ご意見箱をエレベーター前および各ユニットに「ご意見・ご要望記入用紙」を設置しています。

（２）第三者委員

○　　市堀　美智恵　０４６－８６１－６５０７

○　佐々木　ます美　０４６－８６１－５３９１

（３）公的機関その他苦情受付機関

○　横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係
所在地　　横須賀市小川町１１
電話　　０４６－８２２－８２５３
対応時間　　８：３０～１７：１５（土・日曜、祝祭日・年末年始を除く）
※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ

○　神奈川県国民健康保険団体連合会　介護保険課介護苦情相談係
所在地　　横浜市西区楠町２７番１
電話　　０４５－３２９－３４４７
０５７０－０２２１１０（苦情専用）
対応時間　　８：３０～１７：１５（土・日曜、祝祭日・年末年始を除く）

１０　緊急時等における対応方法

（１）入居者が病気・怪我等で受診する場合は、緊急連絡先の通り、昼夜問わずにご連絡させていただきます。なお、日中は施設の代表番号より電話をさせていただいておりますが、夜間帯においては、介護職員から連絡をするため、下記の携帯電話からご連絡を差し上げるようになります。よって、下記の携帯電話番号を登録していただくか、控えていただくようお願い致します。（日中も介護職員が携帯電話から電話をさせていただく場合もございます）
なお、ユニットの携帯電話は主に発信用として管理しておりますので、緊急時以外は施設の代表番号にかけていただくよう、お願い致します。

ユニット携帯電話番号

1階　Aやまぶき　Bこすもす……070-5452-7809
1階　Cなでしこ　Dあじさい……070-5452-4415

2階　Aりんどう　Bさざんか……070-5452-7015
2階　Cなのはな　Dあさがお……070-5457-5976

3階　Aからたち　Bさくら……070-5452-2985
3階　Cつつじ　　Dちゅーりっぷ…070-5452-0879

（２）緊急受診時には職員が医療機関への付き添いを行いますが、ご家族の方も医療機関での付き添いをお願い致します。医療機関ではご家族の判断・ご家族への説明を求められるケースが多くなってきています。また診察に際しまして輸血や造影剤使用等で同意書等に署名を求められることがありますが、施設としましては署名をすることはできませんので必ずご家族の方の対応をお願いいたします。

（３）ご家族間で受診についての対応方法をあらかじめご検討下さい。

１１　施設利用の留意点

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）持込の制限

入所にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたすものについては持込をお断りすることがあります。

また貴重品の持ち込みについては必要最低限とし、現金や高価な品物は原則的に施設内での保管を推奨いたしません。また、貴重品の紛失や盗難については、施設は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

（２）面会

面会時間　　１０時～１７時

- 感染状況により、変更させて頂く事があります。詳しくは施設にお問い合わせください。

（３）外出・外泊

- 外出・外泊をされる場合は、前日までに外出・外泊届けを提出して下さい。
- 外泊期間中は６日までは外泊料金を算定させていただきます。７日目以降は所定料金が発生いたします。

（４）施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設等は本来の用途に従ってご利用ください。
- 故意にもしくはこれに反したご利用により破損等が生じた場合には弁償していただく場合があります。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

１２　介護保険法改正時における利用料の変更について

介護保険基準サービス費・基準外サービス費・食費・居住費は介護保険法の改正や申請を行うことによって費用が変更となる場合があります。

１３　契約の終了について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って契約書第９条に該当する場合は、すみやかに退所していただくことになります。

１４　事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録をし、迅速な対応を行います。

１５　身体拘束等の禁止

施設及びサービス従業者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合（入居者本人又は他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、入居者やその家族に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

１６　その他

　当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了５年間は保管します。

【説明確認欄】

重要事項について本書を交付し、説明しました。

令和　　年　　月　　日　　生活相談員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

ご利用者様氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

ご家族様氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印